

自宅の土地・家屋の相続税評価額の求め方

家屋	固定資産税評価額×1.0
自宅の土地	[市街地] 路線価方式:1m当たりの路線価×敷地面積 [上記以外] 固定資産税評価額×評価倍率

公的な土地価格

価格の種類	目的	所管	評価時点	公表日	評価割合
公示地価	一般的な土地	国土交通省	毎年1月1日	3月半ば	100%
基準地価	取引の目安	都道府県	毎年7月1日	9月下旬	
路線価	相続税・贈与税の課税	国税庁	毎年1月1日	7月1日	80%
固定資産税評価額	固定資産税の課税	市町村(東京23区は都)	3年ごとに前年の1月1日	3月	70%

広告

企画制作・お問合せ先
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

新型コロナウイルス感染症が相続にも影響を及ぼす
相続税の申告・納付期限の延長、路線価の減額修正など

相続税の申告・納付は、亡くなったから10カ月以内に行わなければならない。しかし新型コロナウイルスの影響で、法定相続人が集まって遺産分割協議を行うのが難しくなったり、金融機関等での手続きに時間がかかったりすることも多い。国税庁では、新型コロナウイルスの影響で相続人が期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することによって期限の延長を認めている。この申請は、相続人一人ひとりが行う必要がある。延長されるのは、申告・納付ができないやむを得ない理由

相続税の申告・納付は、亡くなったから10カ月以内に行わなければならない。しかし新型コロナウイルスの影響で、法定相続人が集まって遺産分割協議を行うのが難しくなったり、金融機関等での手続きに時間がかかったりすることも多い。国税庁では、新型コロナウイルスの影響で、法定相続人が期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することによって期限の延長を認めている。この申請は、相続人一人ひとりが行う必要がある。延長されるのは、申告・納付ができないやむを得ない理由

減額措置が導入される前に相続税の申告・納付をしていた場合は、「相続税の更正の請求を行うこと」によって、納付した相続税の一部が払い戻されることがある。実際の路線価の計算には土地の形状などによって加算や減算があり、かなり複雑だ。相続税の申告・納付や更正の請求を行うときは、相続に詳しい税理士に相談して正しく計算してもらうことが大切だ。

相続税の申告・納付は、亡くなったから10カ月以内に行わなければならない。しかし新型コロナウイルスの影響で、法定相続人が集まって遺産分割協議を行うのが難しくなったり、金融機関等での手続きに時間がかかったりすることも多い。国税庁では、新型コロナウイルスの影響で、法定相続人が期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することによって期限の延長を認めている。この申請は、相続人一人ひとりが行う必要がある。延長されるのは、申告・納付ができないやむを得ない理由

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続税理士50選 Vol.18

新型コロナウイルス感染症は、日本経済や日常生活など広い範囲にわたってさまざまな影響を与えている。相続を取り巻く状況にも変化が見られ、新型コロナウイルスによって相続について考える人が増えているようだ。実務的には、相続税の申告・納付期限の延長が認められているほか、土地の評価額への対応も見込まれる。

日経電子版運動広告企画 <http://ps.nikkei.co.jp/souzokuzeirishi/index.html>

自筆証書遺言の保管制度がスタート

新型コロナウイルス感染症拡大によって、「いつ何が起こるか分からない」という意識が高まり、これまで先送りしてきた相続について、真剣に考える人が増えているようだ。折しも、7月から自筆証書遺言を法務局が保管する制度がスタートしている。遺言書は相続トラブルを防ぐのに役立つが、自筆証書遺言は形式の不備で無効になることがあり、改ざんや紛失のリスクもある。遺言者が亡くなった時には家庭裁判所で検認を受けなければならない。法務局による保管制度を利用すれば、形式のチェックが受けられ、改ざん等のリスクもなくなり、検認も不要。自筆証書遺言でも確実に遺言を残すことができる。

路線価の補正措置も

路線価は国税庁が毎年1月1日時点で価格を7月に公表しており、公示地価の80%が目安となっている。今年も新型コロナウイルスの影響で経済活動が低迷して地価が下落し、被相続人が亡くなった時点の地価が、路線価を下回るケースも出てくる予測される。そうなる場合、路線価を減額修正できる措置の導入を検討している。具体的には、路線価に地域ごとの係数を掛ける方法になるとみられる。減額措置が導入される前に相続税の申告・納付をしていた場合は、「相続税の更正の請求を行うこと」によって、納付した相続税の一部が払い戻されることがある。実際の路線価の計算には土地の形状などによって加算や減算があり、かなり複雑だ。相続税の申告・納付や更正の請求を行うときは、相続に詳しい税理士に相談して正しく計算してもらうことが大切だ。

高野総合グループ
税理士法人
高野総合会計事務所

お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年500件以上の案件に従事しています。

税理士法人 高野総合会計事務所

[本部] 103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋三丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>
[所属] 東京税理士会 日本橋支部 [法人番号] 第2134号 [代表] 高野 角司

クロスボーダーの相続・事業承継案件についても国内案件同様、世界150カ国以上のグローバルネットワークおよびEY弁護士法人を含む国内ネットワークを通じて、ワンストップで対応します。

EY税理士法人

[本部] 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
TEL.03-3506-2411 https://www.ey.com/ja_jp
[所属] 東京税理士会 麹町支部 [法人番号] 第213号 [代表] 蛭名 和博

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

【相続税に関する相談18,000件超、申告4,500件超の圧倒的な実績】
神奈川・東京・埼玉の13店舗を中心に、全国対応中!

ランドマーク税理士法人グループ

[本部] 〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com>
[所属] 東京地方税理士会 横浜中央支部 [法人番号] 第1606号 [代表] 清田 幸弘

世界157カ国のネットワーク、日本最大級のアドバイザーとして複雑な事業承継や国際相続の問題も対応いたします。

PwC税理士法人

[本部] 〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>
[所属] 東京税理士会 麹町支部 [法人番号] 第28号 [部門代表] 小林 和也

面倒な相続の手続きのすべてが一度の相談で楽に終わる。

Legacy 税理士法人レガシィ

[本部] 〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>
[所属] 東京税理士会 麹町支部 [法人番号] 第378号 [代表] 天野 隆

多くの税理士の悩み事「小規模宅地の減額特例と土地評価は難しいね」安心会計は「小規模宅地の減額特例と土地評価」の専門税理士です。新刊書籍「2020年出版予定」①居住財産の譲渡特例 ②配偶者居住権の法務と税務

税理士法人 安心資産税会計

[本部] 〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 NS2ビル5階
TEL.0120-430-506 <http://www.souzoku-ansinkaikai.com/>
[所属] 東京税理士会 王子支部 [法人番号] 第1812号 [代表] 高橋 安志

「日本から争族を無くし、笑顔相続を増やす!」それが、HOPのミッションです。亡くなった後、残された家族が骨肉の争いをしていたら、成功した人生も台無しになってしまいます。相続は、節税も大切ですが、家族の笑顔が一番大切です!

税理士法人HOP

[本部] 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-19-3 FORECAST人形町7階
TEL.03-5614-8700 <http://www.zeirishihoujin-hop.com/>
[所属] 東京税理士会 日本橋支部 [法人番号] 第16号 [代表] 小川 実

オーナー企業様の良きアドバイザーとして、グローバル・ファームならではの知見・経験も散りばめながら相続・事業承継に関するさまざまな課題を最後まで支援します。

KPMG税理士法人

[本部] 〒106-6012 東京都港区六本木1-6-1 東ガーデンタワー TEL.03-6229-8000
[大阪] 〒530-0005 大阪府北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル TEL.06-4708-5150
[所属] 東京税理士会 麻布支部 [法人番号] 第676号 [代表] 駒木根 裕一

相続税対策と相続対策は違います。「失敗しない、家族円満」の相続実現のため、家族信託・遺言書作成等、想い・相(かたち)が伝わる最善の方法を提案いたします。

税理士法人 新日本筒木

[本部] 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-26 INOビル2階
TEL.03-5272-6900 <http://www.23ok.jp>
[所属] 東京税理士会 新宿支部 [法人番号] 第225号 [代表] 筒木 勝

不動産登記、銀行手続、相続税申告をフルパッケージ化した「ワンパック相続®」生前対策の「いから相続対策」を提供中。認知症対策のご相談もお任せください。

税理士法人新宿総合会計事務所

[本部] 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビル新館7階
TEL.0120-386-189 <https://www.s-g-a.co.jp/189/>
[所属] 東京税理士会 新宿支部 [法人番号] 第3609号 [代表] 杉江 延雄

創業47年の実績と信用で相続専門チームが最新の知識で相続の「困った」を「わかった」に代え安心をお届けしております。初回無料相談から申告・その後の税務調査などのフォローまで、迅速丁寧に相続のお手伝いをさせていただきます。

あいゆう税理士法人

[本部] 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-8-8 とみん新宿ビル3階
TEL.03-3350-5981 <http://www.iuoffice.jp/>
[所属] 東京税理士会 四谷支部 [法人番号] 第574号 [代表] 三宅 淳一

資産税に特化した税理士法人です。資産税(相続税、贈与税、譲渡税)のプロフェッショナルとして、豊富な経験を基にお客様の資産状況に合わせて、相続財産をよりよい形で残すために親身に対応いたします。

税理士法人エーティーオー財産相談室

[本部] 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー 17階
TEL.03-5468-6700 <http://www.ato-zaiso.net/>
[所属] 東京税理士会 渋谷支部 [法人番号] 第15号 [代表] 阿藤 芳明

経験豊富な専門チームが円満な遺産分割、効果的な節税対策、困らない納税対策について皆様のお手伝いをいたします。リーズナブルな料金体系で、駅から徒歩1分のアクセス便利な私どもの初回無料相談をご利用ください。

税理士法人早川・平会計

[本部] 〒101-0048 東京都千代田区神田町2-10 安和町ビル2階
TEL.03-3254-2171 <http://www.ht-souzoku.com>
[所属] 東京税理士会 神田支部 [法人番号] 第289号 [代表] 平 善昭

中小企業の次世代への事業承継税制の特例を適用して、自社株の贈与税や相続税の納税猶予制度が利用できます。相続対策は生前の節税プランだけでなく、自分の健康状態や長期的な家族の変化に対応する遺言書や家族信託を検討します。

税理士法人 東京総合会計

[本部] 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館8階
TEL.03-5299-6181 <http://www.tokyosogo.jp>
[所属] 東京税理士会 日本橋支部 [法人番号] 第370号 [代表] 佐々木 秀一

私たちは、多くの相続・事業承継のご相談をお受けした経験を活かし、お客様と対面でコミュニケーションを重ね、それぞれのニーズに合わせた提案を行い、ご納得いただけるきめ細やかなサービスを提供いたします。

税理士法人 渡邊芳樹事務所

[本部] 〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-15 赤坂ロイヤルビル501
TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>
[所属] 東京税理士会 麻布支部 [法人番号] 第733号 [代表] 渡邊 芳樹

税理士法人パートナーズは岡山・広島・鳥取・香川・愛媛・徳島・高知に9事務所を設置し、中四国を拠点に年間2,000件以上の相続・贈与の相談に対応しています。相続税専門のチームを設け、中国・四国全域へ相続業務対応エリアを拡大しています。

税理士法人パートナーズ

[本部] 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9
TEL.086-246-4446 <http://www.zei-partners.com/>
[所属] 中国税理士会 岡山西支部 [法人番号] 第505号 [代表] 川本 洋

税理士法人オグリは東海地方を中心に相続税の申告を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策や相続対策をオーダーメイドで提案いたします。

税理士法人オグリ

[名古屋本部] 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-16-15 名古屋フコク生命ビル6階
TEL.052-222-1600 <http://www.otc-oguri.com>
[所属] 名古屋税理士会 名古屋中支部 [法人番号] 第2454号 [代表] 小栗 悟

相続を経ても円満な家族関係を続けられるよう、当事務所では、詳細なシミュレーションに基づいた「真心のこもったアドバイス」を心掛けております。特に、不動産オーナーへのシミュレーションは「目からウロコ・・・」と好評です。

鈴木修三税理士事務所

[本部] 〒105-0004 東京都港区新橋2-12-11 ランディック第3新橋ビル5階
TEL.03-3580-2215 <https://www.syuzo-taxoffice.com/>
[所属] 東京税理士会 芝支部 [代表] 鈴木 修三

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントがあなたの財産を守る「相続税のスーパードクター」として、さまざまな対策提案を行っています。最新のノウハウを駆使し、お客様の財産をお守りします。

税理士法人ブレインズ

[本部] 〒611-0042 京都府宇治市小倉町神楽山21-5 アーパネックス小倉ビル2階
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp/>
[所属] 近畿税理士会 宇治支部 [法人番号] 第752号 [代表] 湯浦 正信

■相続の専門家有する税理士法人です。
■二次相続も考慮に入れて、経験豊富なスタッフがきめ細かく対応いたします。
■明確な料金表をご用意しております。
■生前の相続税対策でお悩みの方もお気軽にご相談ください。

税理士法人レガート

[本部] 〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-10 松橋ビル5階
TEL.03-5524-0050 <http://www.legato-ta.jp/>
[所属] 東京税理士会 京橋支部 [法人番号] 第2369号 [代表] 服部 誠

アンカー税理士法人
Anchor Licensed Tax accountant Office

COMPASSO

世界第5位のBDO International 加盟事務所として、国内の相続税および事業承継はもとより、160カ国に及ぶメンバーファーム

IBDO

UCHIDA